

保護者 様

横浜市立松本中学校

校長 矢田 弘

学校感染症治癒証明書の提出について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

今回、学校保健安全法第19条に基づき、学校感染症の申し出がありました。お手数ですが、症状が軽快し感染のおそれになくなったこと、また今回の出席停止期間につきまして、次の証明書に保護者をご記入いただきますようお願い申し上げます。

《参考》

学校感染症の種類と出席停止期間

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、 鳥インフルエンザ (H5N1 H7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱、解熱した後2日経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症	感染のおそれなくなるまで

キリトリ

学校感染症治癒証明書

年 組 生徒氏名

診断名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 まで

学校感染症のため、出席停止となっておりましたが主治医の登校許可ができましたので、届け出ます。

平成 年 月 日

保護者氏名

印